

# 産業構造審議会 知的財産分科会 不正競争防止小委員会 第4回外国公務員贈賄に関するワーキンググループ 議事録

○猪俣知的財産政策室長　それでは、定刻となりましたので、ただいまより、産業構造審議会知的財産分科会不正競争防止小委員会外国公務員贈賄に関するワーキンググループ第4回会合を開催いたします。

事務局を担当しております知的財産政策室長の猪俣でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、御多忙の中、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、佐伯座長、梅津委員、曾我部委員、和田委員が会議室で御出席、今井委員、五味委員、西谷委員がTeamsで御出席いただいております。会議室とTeamsで参加されている方とはリアルタイムに音声のやり取りができるようになっております。

また、オブザーバーとして、法務省刑事局、外務省、警察庁に御出席いただいております。

議事の公開につきましては、本ワーキンググループでは、新型コロナウイルス感染症対策のため、一般傍聴者及びプレスの方は、Teamsでの傍聴に限って可能としております。

また、配付資料、議事要旨、議事録も原則として公開という扱いとさせていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

御発言の際には、会議室で御参加の方につきましては、指名されましたら、まず、お手元のマイクのボタンを押していただきまして、発言が終わりましたら再度ボタンを押して、消していただきますようお願いいたします。

オンライン参加の委員におかれましては、御発言いただく際には、チャット欄に発言希望の旨を御記入いただくか、挙手ボタンを押していただきますようお願いいたします。書き込みなどを見て指名いたします。御発言いただく際には、マイク及びカメラをオンにいただき、発言が終了しましたら、マイク及びカメラをオフにいただきますようお願いいたします。

それでは、これより先の議事進行は佐伯座長にお願いしたいと存じます。

○佐伯座長　それでは、本日もよろしくお願いいたします。

まず、事務局から、本日の資料について確認をお願いいたします。

○猪俣知的財産政策室長　　本日の資料を確認させていただきます。会場にいらっしゃる皆様におかれましては、資料は、お手元にごございますiPadにて御覧ください。

資料1「議事次第」、資料2「委員名簿」、資料3「外国公務員贈賄罪に係る規律強化に関する報告書（案）」でございます。

○佐伯座長　　よろしいでしょうか。

それでは、まず初めに、事務局から、本日の議題について御説明をお願いいたします。

○猪俣知的財産政策室長　　議事次第、資料1を御覧ください。

本日は、2.「報告書案の提示」に関して御審議を頂き、御意見を頂戴できればと考えております。限られた時間での御審議になりますので、御協力をお願いいたします。

○佐伯座長　　どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、議題に入っていきたいと思います。

これまでの審議を踏まえた報告書案について、事務局から御説明をお願いいたします。

○猪俣知的財産政策室長　　それでは、資料3「外国公務員贈賄罪に係る規律強化に関する報告書（案）」を御覧いただければと思います。

おめくりいただきまして、まず、1ページ目から御覧いただければと思います。

「はじめに」というところでございます。

不正競争防止法では、国際約束に基づく禁止行為として、「国際商取引における外国公務員に対する贈賄の防止に関する条約」に基づいて、外国公務員贈賄罪を規律しております。平成10年に、不正競争防止法を改正し同罪を規定して以降もOECD贈賄作業部会の相互審査等に対応する形で、順次、規律の強化をしてきたところでございます。

一方で、直近、令和元年（2019年）に実施されました第4期審査において、他の加盟国との比較において罰金額が低廉にとどまっていること、また、過去の事案において時効の完成により法人が起訴されなかったことがあること、さらには、日本国外で日本人ではない従業員やエージェントにより行われた贈賄に対し日本企業を起訴する管轄権を有していない、といった指摘とともに、同罪に係る規律を、さらに高いレベルとするよう制度的手当てを行うべき、との4つの優先勧告を受けているところでございます。

このような状況を踏まえて、令和4年5月に取りまとめられました「デジタル社会における不正競争防止法の将来課題に関する中間整理報告」――産業構造審議会知的財産分科会不正競争防止小委員会の中間整理報告でございますが、これでは、外国公務員贈賄罪の

制度課題を取り上げ、国際約束の着実な履行の観点、また、我が国の腐敗防止に対する高いレベルのコミットメントを国際社会に対し発信し、国際的な議論・取組をリードするとの観点から、将来の制度的手当てに向けて、継続的に議論を進めることとしております。

そこで、この中間整理を受けまして、不正競争防止法の外国公務員贈賄罪に関する制度課題を集中的に審議する場として、この場でございますワーキンググループを設置しまして、この4つの優先勧告に関する制度的手当てについて検討しているところでございます。

2ページ目を御覧ください。

まず、第1章でございます。

後半部分からでございますが、4つの優先勧告を踏まえ、令和2年（2020年）1月～7月に「外国公務員贈賄防止に関する研究会」を開催したところでございます。令和3年5月に、パブリックコメントを経て研究会報告書が公表されており、その研究会においては、現行法制でも条約の履行義務を果たしていること、また、我が国刑事法制の整合性の観点から制度的手当てが困難である勧告内容も含まれること等から、制度的手当てについては慎重な意見が多かったところでございます。

一方、OECD贈賄作業部会におきましては、日本が勧告に対して適切な対応を行わない場合には、「被審査国が条約または関連する法律文書を十分に実施していないため、その国の企業に対するデューデリジェンスの強化が正当化され得る」旨を忠告する声明を発表できるとする措置を講じることができるとしております。

こうした状況から、国際約束の着実な履行の観点から、優先勧告を履行する方策について検討する必要があるかと思っております。

また、次の3ページ目に示していますような国際枠組みでございますG20、IPEFにおきまして、腐敗防止を含む地域の公正な競争環境整備が求められているところでございます。我が国の腐敗防止に対するコミットメントを国際社会に発信し、国際的な議論・取組をリードする観点から、OECD贈賄作業部会から受けました優先勧告を踏まえて、外国公務員贈賄罪に関する規律を見直す必要がある。

これが、今回の外国公務員贈賄罪に関する規律見直しの必要性と思っております。

4ページ目、第2章、自然人に対する制裁の在り方でございます。

現行制度につきましては、第21条第2項第7号に基づきまして、外国公務員等に対する不正の利益の供与等を行った者について、5年以下の懲役もしくは500万円以下の罰金に

処し、またはこれを併科することを規定しているところでございます。

これに対しまして、(2) 第4期審査における指摘と勧告内容でございますが、第4期審査報告書では、以下の点を踏まえて、日本の法定刑は、OECD条約で求める「効果的で、均衡がとれたかつ抑止力のある」刑罰となっていないことを指摘されているところでございます。

例えばでございますが、実際の事案における罰金額が他国と比べて低額にとどまっている。

不競法で規定される営業秘密侵害罪に対して外国公務員贈賄罪より高い制裁が科されているなどございます。

こうした指摘を踏まえまして、第4期審査では、以下の優先勧告12(a)を受けているところでございます。

制裁及び没収について、ワーキンググループは日本に対して以下を勧告する。

外国公務員贈賄で有罪となった自然人に対する法定の罰金額の上限を十分に引き上げる法律を制定することでございます。

5ページ目のところの他国制度との比較でございます。

条約が締約国間において取られる措置の間の同等性を達成することを目的としております。こうした中で、日本を除く第4期審査が終了した18か国におきまして、自然人に対する罰金額の上限は1,000万円以上の国が多数でありまして、拘禁刑の長期は10年以上である国が最多でございます。こうしたことを踏まえまして、日本の自然人に対する制裁は、他国と比較して高い水準にあるとは言えないのではないかと考えております。

6ページ目、7ページ目につきましては、そうしたもののグラフ、表が描かれてございます。

7ページ目の真ん中に、我が国の他の経済犯罪との比較がございます。

我が国の他の経済犯罪には、自然人に対する罰金額の上限が1,000万円～3,000万円、また、懲役刑の長期が10年であるものが存在しております。特に、平成17年改正において外国公務員贈賄罪の自然人に対する罰則が強化されて以降——これは、罰金500万円以下、懲役5年以下に改正されたものでございますが、経済犯罪である不競法の営業秘密侵害罪、金融商品取引法、外為法、所得税法等は自然人に対する罰則が順次強化されているところでございます。こうしたことから、これらの経済犯罪の罰則と比べますと、外国公務員贈賄罪の罰則は低くなっている状況でございます。

8 ページ目でございます。

2. 4、本ワーキンググループでの議論のまとめでございます。

国際協調や腐敗防止の観点や、諸外国制度及び他の国内経済犯罪との比較の観点から、以下のような意見を頂いたところでございます。

日本としても、国際的に各国と協調して、腐敗防止に取り組むという姿勢を示して、企業の国際競争力もしっかり確保するという観点から議論するのであれば、引上げは可能なのではないかとということでございます。

また、他国の制度や日本国内の他の経済刑法における罰則とのバランスを考えれば、OECDの勧告もあるということで、制裁強化の理屈はあるのではないかと。

また、国際競争秩序の維持に加えて、腐敗防止という点が重要であり、外国の腐敗した政権と癒着して多額の贈賄をしている場合など、現行の法定刑では十分ではないケースも想定され得る。そのような「特に重大な場合」を念頭に置いて、法定刑を引き上げるといふ説明は可能ではないかという御意見を頂いております。

一方、営業秘密侵害罪との比較やいわゆる独禁法との比較におきまして、以下の点について検討が必要である旨の意見も頂いております。

営業秘密侵害罪は財産犯的な性格が強く、それとの単純な比較は難しいのではないかと。

また、営業秘密侵害罪の海外重罰の考え方を外国公務員贈賄罪に当てはめることは難しいのではないかと。

自然人に対する法定刑を引き上げた場合、独禁法とのバランスを欠くのではないかと。

こうした意見を頂いているところでございますが、他方で、外国公務員贈賄罪の保護法益である国際的な競争秩序の維持や外国公務員贈賄罪に固有の特殊性の観点から、以下のような意見も頂いております。

外国公務員贈賄は、当該外国の市場の経済取引をゆがめるという性質が非常に強く、日本人あるいは日本企業が、他国の市場機能を侵害するような影響力を行使する。

外国公務員贈賄は当該外国の行政をゆがめ、その結果として、人権や環境、行政サービスに悪影響を与える。

そして、外国公務員贈賄罪は、独禁法における私的独占または不当な取引制限よりも利欲犯的な性格が強い場合があり得るといった意見も頂いております。

贈賄の行為者が法人の代理人——これは自然人でございます——である場合、当該代理人には、例えば贈賄行為により成立した契約等に見合った利益が支払われることが想定さ

れます。その代理人については利欲犯的な性格が強い場合があり得ることから、独禁法の自然人処罰よりも重い刑を科す必要性があるのではないかと考えています。

こうした意見を頂きましたことを踏まえまして、制度的手当ての方向性として、諸外国の制度及び他の国内経済犯罪とのバランスを考慮しながら、自然人に対する罰金額の上限及び懲役刑の長期を、以下のとおり引き上げる法改正が適切である。

自然人に対する罰金額の上限を1,000万円～3,000万円、懲役刑の長期を5年超～10年に引き上げる。

また、引上げの具体的な内容は、本ワーキンググループでの議論を踏まえた政府内での検討を経て決定することが相当である、と書かせていただいております。

10ページ目は、第3章、法人に対する制裁の在り方でございます。

現行制度は、不競法第22条第1項第3号におきまして、法人の代表者または法人等の使用人等が法人の業務に関し、外国公務員等に対する不正の利益の供与等を行った場合には、行為者を罰するほか、法人に対して3億円以下の罰金を科すことを規定しております。

これに対しまして、第4期審査報告書では、(2)で書いていますとおり、法人に対する罰金額（の上限）は、日本の他の経済犯罪（例えば営業秘密侵害罪）に対する刑事罰と比べても、また、他国の罰金額と比べても、低額にとどまっているなどの記述がございます。

こうした指摘を踏まえまして、11ページでございますが、第4期審査では、優先勧告15(a)を受けております。

大規模な汚職事案においても、科される罰金が効果的で、均衡が取れ、かつ抑止力のあるものであることを確保するため、法定刑の上限を引き上げること、または、贈賄額や取得した不法な利益相当のより高い罰金を科すことができる他の根拠を提供すること。これは、海外では罰金スライド制が一般的なものかと思いますが、そういったものを提供することも含めて勧告を受けております。

まず、他国制度との比較でございます。

法人に対する罰金額の上限を、第4期審査が終了した18か国、日本を除くもので見ますと、罰金スライド制を導入していない国10か国と比較しましても、罰金額の上限が5億円以上である国が多数でございます。罰金スライド制を導入している国は8か国、導入していない国は10か国という状況の中でも、日本は必ずしも高くない状況にあるかと思っております。

続いて、12ページ、我が国の他の経済犯罪との比較でございます。

法人に対する罰金額の上限について他の経済犯罪と比べますと、外国公務員贈賄罪の法人に対する罰金額の上限は、法人処罰の規定を有する他の経済犯罪と比較して、必ずしも高い水準にあるとは言えない状況かと思えます。

また、外国公務員贈賄罪の法人に対する罰金額の上限について、平成10年の改正では、条約上の義務に的確に対応するために、当時の刑事法制で最も重い部類に属します「3億円以下」とした背景がございます。ただ、平成10年改正以降に他の経済犯罪の罰金額の引上げが順次なされてきております。その結果、現時点の外国公務員贈賄罪の法人に対する罰金刑の水準は、必ずしも最も重い部類に属するとは言えない状況にあります。

これは、13ページを御覧いただきまして、外為法や不競法の海外重罰で見ますと、10億円というものもあるという状況でございます。

こうしたことを受け、13ページ、3. 4、本ワーキンググループでの議論のまとめでございます。

まず、①法定刑の引上げでございます。

自然人の法定刑の引上げに関する議論、先ほど申し上げたような議論は、法人の法定刑の引上げについても妥当するものであるという意見を頂いております。すなわち、国際協調や腐敗防止の観点や、諸外国制度及び他の国内経済犯罪との比較の観点から、法人に対する法定刑の引上げは可能であるという意見があった一方、営業秘密侵害罪との比較に当たって検討が必要であるという意見も頂いております。また、法人に対する法定刑について、外国公務員等を買収するような形で腐敗に手を染めて利益を上げる会社に対して十分な罰則を科さない場合に、日本企業同士の競争もゆがむ可能性があるという意見も頂いております。

そして、②罰金スライド制の導入についても議論を頂いております。

こちらについては、何が不正な利益になるのか、不当な利益は何なのかということについて、必ずしも定義や評価が確定できておらず、実際にこの制度が入った場合に、運用が恣意的に行なわれるといった懸念がある。また、実際にどのような罰金が科されるか分からないし、抑止効果についても不明であるといった意見を頂いております。

他方で、罰金スライド制の不正の利益の計算が難しいことは、導入しないことの強い根拠にならないのではないかという意見を頂いております。

そして、罰金スライド制は、日本においては、外為法、所得税法、法人税法等で導入されているが、まだ一般的ではないことから、別途検討が必要であるという意見も頂いてお

ります。

行政罰の導入につきましては、可能性の指摘がございましたが、これについては検討を要する点が多いことに鑑みまして、今回のワーキンググループでは、具体的な検討対象とはいたしませんでした。

以上を踏まえまして、制度的手当ての方向性でございますが、諸外国制度及び他の国内経済犯罪とのバランスを考慮しながら、法人に対する罰金額の上限を以下のとおり引き上げる法改正が適切である。

法人に対する罰金額の上限を5億円～10億円に引き上げる。

また、引上げの具体的な内容は、本ワーキンググループでの議論を踏まえた政府内での検討を経て決定することが相当である、と書かせていただいております。

15ページ目、第4章、公訴時効の在り方でございます。

現行の制度でございますが、不競法第21条第2項第7号は、外国公務員等に対する不正の利益の供与等を行った者に対する懲役刑の長期が5年であると規定してございます。

ここで、公訴時効期間は、刑訴法第250条第2項によりまして懲役刑の長期を基準として定められており、外国公務員贈賄罪は5年でありますので、自然人に対する公訴時効期間は5年でございます。

また、真ん中辺りにございますが、法人に対するものについても5年となっているところでございます。

15ページから16ページにあります第4期審査における指摘と勧告内容でございますが、16ページのほうに飛んでいただきまして、上から2つ目ですけれども、第3期以降、10件の外国公務員贈賄事案で、時効の制約によって捜査・訴追が妨げになったことが明らかになっている。6件は捜査開始がなされない状態で時効が完成したケースだが、残る4件は捜査に着手していたにもかかわらず時効が完成したものの。

また、その上でございますが、他の経済犯罪に関する時効では、日本の国内でも7年のものがあると言っております。

一番下、少なくとも1件の外国公務員贈賄事案で、時効の完成により法人が起訴されなかった。

こうした指摘を受けております。

こうしたことから、勧告としまして、外国公務員贈賄の効果的な訴追を確保するために外国公務員贈賄罪の公訴時効期間を適当な期間に延長するために必要な措置を取ること、



または同様の目的を達成するために捜査の間公訴時効を停止する手段を導入すること。

こうした勧告を受けているところでございます。

他国制度との比較でございます。

様々ございますが、16ページの下から3行目ですけれども、代表的な例として、アメリカでは、自然人及び法人に対する公訴時効期間が5年ではありますが、外国の証拠を得るために3年を超えない範囲で、政府は裁判所に時効の停止命令を求めることができることになっております。

17ページの4. 3、我が国の他の経済犯罪との比較でございます。

外国公務員贈賄罪の懲役刑の長期は5年、すなわち時効期間が5年ではありますが、先ほど申し上げたとおり、他の経済犯罪では、懲役刑の長期が10年となっております、その結果として、時効が7年になっているものが存在しております。

こうしたことを受けまして、本ワーキンググループでの議論のまとめでございます。18ページ目でございます。

①公訴時効期間の延長については、懲役刑の長期が10年に仮に引き上げられるのであれば、それに伴い、結果的に公訴時効期間が7年に延長されることによって勧告に対応するという方針に違和感はない。

日本企業の営業秘密が外国で侵害されたときに、外国での捜査が必要となることもあり得るところ、営業秘密侵害罪との整合性の観点で、外国公務員贈賄罪の懲役刑の長期も10年に引き上げて、結果的に公訴時効期間が7年に延長されることには賛成。

他方で、刑事法制全体の整合性の観点から、外国公務員贈賄罪の懲役刑の長期を引き上げることなく、刑訴法250条の例外として、公訴時効期間のみを延長することには反対。

そして、②時効の停止措置についてでございますが、国外の要素を含む事案は外国公務員贈賄罪以外の他の法令にも存在しますので、国外の捜査の困難性を理由に、外国公務員贈賄罪のみに公訴時効を停止する手段を導入するのは慎重であるべきという意見を頂いております。

こうしたことを踏まえまして、制度的手当ての方向性としまして、仮に懲役刑が10年に引き上げられるのであれば、その結果として公訴時効期間が7年に延長となり、勧告に対応することが可能であるが、刑訴法250条の例外を設けることは適切でない、と書かせていただいております。

最後の第5章、法人に対する適用管轄の在り方でございます。

現行制度では、外国公務員贈賄罪は、日本国内において罪を犯した全ての者に適用される「属地主義」と、自国民、日本国民が犯した犯罪については、日本国外であっても日本の法規を適用する「属人主義」を採用しております。さらに、法人両罰規定によりまして、贈賄の行為者自身に加えて、その法人に対しても罰金刑が科せられ得るという状況になっています。

したがって、日本国内において日本本社の従業員が贈賄を行った場合については、従業員の国籍によらず、両罰規定により日本本社も処罰され得ます。また、日本本社の日本人従業員が海外で贈賄を行った場合については、両罰規定により日本本社も処罰され得るという状況となっております。

次に、OECDからの指摘でございます。

19ページから20ページでございますが、特に20ページのほうの絵を御覧いただきまして、こちらの絵にありますとおり、第4期審査報告書におきましては、日本本社の外国人従業員が海外で贈賄を行った場合、同社の日本人従業員との共謀が認められない場合、これがケース①、そして、日本人でなくても日本に所在する同社従業員との共謀が認められない場合、ケース②でございますが、こうしたケースについては、結果として、同社を処罰することができないと整理されているところでございます。

こうしたことを踏まえて、20ページの下にございます優先勧告14（b）を受けております。

海外で活動する日本企業による賄賂が日本人以外の従業員によって支払われた場合を含め、日本が外国公務員贈賄罪に対する国籍に基づく管轄権を有することを確保するため、日本が早急に法制を見直すこと、でございます。

これにつきまして、21ページ、議論のまとめでございます。

2つのアプローチを提示させていただきました。

（a）では、世界主義や保護主義を新たに導入して外国公務員贈賄罪の場所的・地理的適用範囲を拡充し、それに伴って、法人に対する適用管轄を拡大するというものでございます。

もう一つは、不競法の営業秘密侵害罪の国外犯処罰を参考にしながら、「●条の罪は、日本国内に主たる事務所を有する法人の代表者、代理人、使用人、その他の従業者であつて、その法人の業務に関し、日本国外において罪を犯した日本国民以外の者にも適用する」などといった規定を創設し、その結果として、法人に対する適用管轄を拡大するとい

うものでございます。

これについては、以下のような意見が得られております。

海外市場における公平性を害するという外国公務員贈賄の特性を踏まえて、外国公務員贈賄罪の保護法益を再認識すると、必然的に場所的・地理的適用範囲を拡大するという要請が入ってくるので、その具体化として（b）のアプローチを検討するほうがよいのではないか。

（b）のアプローチでは海外子会社という概念は出てこないが、海外子会社の従業員と親会社の従業員との間に共謀がある場合や、親会社の従業員による教唆または幫助がある場合には、親会社の従業員も処罰され得る。米国では、親会社が子会社へのコントロールがある場合は、その子会社の行為の責任を負うとされており、これに際しては子会社の行為に対する認識や指示を含めて判断されるが、これと事実上同様の扱いとなり、（b）のアプローチで海外子会社に対する手当てが抜けてしまうことはないのではないか。

従業員を雇っているのが海外子会社か、日本の親会社かというのは重要な違い。日本の親会社の従業員との間での共謀が存在する場合や、日本の親会社の従業員が教唆または幫助し海外子会社の従業員が実行行為を行った場合であれば、海外子会社の外国従業員による贈賄行為でも親会社の法人責任を問うことができるので、今回日本法人の外国従業員についてのみ処罰の対象を拡大し、海外子会社を対象外とするという整理に納得。

（b）のアプローチについて、外国公務員贈賄罪の処罰というのは各国が協調して外国公務員贈賄を取り締まろうという観点から設けられているので、世界主義に親和的な要素があるのは確か。しかし、一般に「世界主義」とは、日本と関係がなくても、各国共通の法益を保護するために処罰することを指すところ、今回の改正で日本と全く関係のない外国公務員贈賄行為まで処罰しようということではない。その意味では、世界主義ではないという意見を頂いております。

その他の意見として、日本国内に事務所を設けていない擬似外国会社をカバーするため、例えば「日本で事業を行うことを主たる目的とする会社」という規定とすることや、日本で登記した外国子会社を含める規定とすることが考えられるという意見も提示いただいたところでございます。

他方で、OECDからの勧告は、「Japanese companies」、いわゆる日本企業を対象としていることから、まずは日本企業に対する適用管轄を拡大する方向性で検討することで一致しているところでございます。

(2) 制度的手当での方向性でございます。

こうした議論から、今回につきましては、ここに書かせていただいたような具体的な規定を創設することが適切である。

また、規定の具体的な内容は、本ワーキンググループでの議論を踏まえた政府内での検討を経て決定することが相当である、と書かせていただいております。

最後に、勧告等に加えまして、その他の意見ということで24ページに書かせていただいております。

減免制度の導入についても御意見をいただいたところでございますが、コンプライアンスの実施体制につきまして、罰則そのものに規定することはなかなか難しく、例えば、合意制度の運用の中でしっかり取り入れることが考えられるという意見を頂いております。

そして、外国公務員贈賄防止指針の記載の充実を、法改正にあわせまして、検討することが重要ではないかという御指摘も頂いているところでございます。

こうしたことから、今後の検討事項としまして、上記の意見を踏まえ、法改正による制度改正だけではなく、外国公務員贈賄防止指針の記載の充実も望まれるところ、合意制度を通じて刑事責任が軽減された事例の記載、及び法人が処罰された事例の記載等について、現行の内容に加えてさらなる拡充が可能か検討していくことが適切である、と書かせていただいております。

最後に、(P)で書かせていただいております。今回の議論を踏まえて、もしもよろしければ、(P)を取って記載させていただきたいと思っております。

これまで、一部のワーキンググループの委員には、OECDの方々とお会いいただきまして、OECDの方々の勧告を踏まえた提言についても意見交換をさせていただいたところでございます。それには我々政府も参加させていただきました。改めて、参加いただきました委員には感謝申し上げます。

そこでは、こちらに書かせていただいた方向性につきまして、私からも説明させていただいたところでございますが、改めてOECDから、さらなる制度の拡充が望ましいのではないかと指摘があったので、それについて書かせていただいております。

本ワーキンググループにおける4つの優先勧告に関する検討状況について、OECD贈賄作業部会に対し定期的な報告が行われているところ、OECD贈賄作業部会側からは、法人に対する制裁についての勧告で選択肢として示されております「贈賄額や取得した不法な利益相当のより高い罰金を科することができる他の根拠」の提供——これはいわゆる罰

金スライド制でございます。また、公訴時効に対しての選択肢として提示されております「捜査の間公訴時効を停止する手段」の導入が望ましいという指摘を頂いております。将来の高額な事例につきましては、罰金スライド制が必要なのではないか、そして、海外での捜査を行うということから、場合によっては、捜査中は公訴時効を停止したほうがよいのではないかといった趣旨で指摘がされております。

この点についても、必要に応じて、改めて御議論いただければと思いますが、本ワーキンググループでは、罰金スライド制や公訴時効を停止する措置の導入についても検討いただいたところでございます。これらの制度の導入については、現時点では慎重であるべきとの意見が大半であったところであると思っております。ただ、これらの制度の導入の是非については、国内法との整合性のほか、法改正後の実際の事案の動向を注視する必要があるのではないか、と今回のワーキンググループで御発言される委員がおられるかと思ひまして、先に書かせていただいているところでございます。

以上が、我々の報告書の案でございます。

○佐伯座長　　どうもありがとうございました。事務局から報告書（案）について御説明を頂きました。ここまでの御説明に基づきまして、ここで自由討議の時間を取りたいと思ひます。委員の皆様からは事前に御意見を頂いて、それを取り込んだ形で本日の報告書（案）が作成されたと伺っておりますけれども、さらに御質問、御意見がございましたら、どうぞ御自由に御発言いただければと思ひます。

会場参加の方におかれましては、御発言の際には、挙手を頂き、また、オンライン参加の方におかれましては、御発言の際は、Teams上でお知らせいただくようお願いいたします。どうぞどなたからでもお願いいたします。

梅津委員、お願いします。

○梅津委員　　ありがとうございます。梅津でございます。

最後のところの24ページの下のところからの（4）の、今（P）とついているところについて、私も御意見を申し上げたいということ事前に事務局の方に申し上げたので、お書きいただいているところもあるので、もちろん、ほかの御参加の委員の先生の御意見もあると思ひますが、補足で御説明を先にさせていただければと思ひます。

今、事務局の方から御説明いただきましたが、11月11日にテクニカルミッションに参加させていただきまして、何人か、ほかのワーキンググループの委員の皆様も一緒に参加させていただきました。

一つ一つの論点について、かなり時間をかけて、ほぼ丸1日使って御議論するということをやらせていただいて、ワーキンググループの委員としての立場で参加させていただいているので、この場できちんと報告をさせていただく必要があるのだろうという思いが個人的にあったということで、そこの中で、どういう声が聞こえてきたかということも御報告したほうがいいだろうと思ったことと、あとは、それに参加して、私なりに感じたことも一言述べさせていただいたほうがいいのではないかと思います、こういう記載を少し入れてはどうかということをお願いをさせていただいたところです。

その報告は、ここに既にお書きいただいている通り、今回のワーキンググループで議論させていただいた内容や方向性を一つ一つ、じっくりと説明申し上げたり、議論させていただいたり、意見を頂いたりということをやったのですが、OECD側からは、指摘がまだ続くという状況でありまして、個人的な感想としては、まだ十分にご理解いただけていないと感じた部分がありました。それはどちらの考えが正しいということではなくて、恐らくそれぞれの見方の違いやスタンスの違いがあるのですが、OECD側には厳しい意見も引き続き残っていると理解いたしました。

国内法との整合性の整理もいろいろと議論をさせていただきましたが、OECD側からはそことは違う見方で、海外の見方、国際的な見方からの整合性という観点でこれらのコメントを頂いたということ、まず、この場で御報告をさせていただいたほうがいいかなと思ったということが1点です。

先ほど、2点目で申し上げました、私自身が何を感じたかというところも少し補足ということなのですが、罰金スライド制や公訴時効の議論は当然この場で行われて、一定の方向性が出ているところではあるのですけれども、他方で、恐らく、これで全て完了で、これで検討終了です、ということでもないのだろうと思います。このワーキンググループのもともとの設置の趣旨の、国際的な約束の着実な履行や、国際的な取組議論をリードしていくという観点からしても、今後も不断の検討が続くところなのだろうとも思いましたので、そこに少しコメントを残すようなイメージで何か書かせていただくことが適切なのではないかと思います。

ただ、国内法の整合性だけ見るとか、又はそれとは逆に、国際的な観点だけ見るといったことをしても、それは既に議論されているところもあるので、難しいところもあると思いますので、今後、仮に今回の方向に基づき法改正が進んでいくとしますと、法改正後の動向などによって、どのように日本の中のプラクティスが変わるのかとか、海外からの見

方が変わるのかとかを見たり、あとは、このワーキンググループでも何度も御指摘いただいているところで、私も、それは検討が必要なのだろうと思っておりますが、企業側が体制の整備をすることについて、ある種、減免措置も含めた何らかのインセンティブについてのガイドラインがあるとか、もしくは合意制度の中の運用が見えてくるとか、いろいろなものがパッケージになって、今後の議論を進めていくということも必要なのだろうと思っております。それを一言で書くのは難しいのですが、一言で書くと、国内法の整合性のほか、法改正後の実際の事案の動向その他を注視して、議論はさらに継続するということも含めて、何か残したほうがいいのではないかという趣旨で、ここに記載をお願いしたものです。

ただ、ほかの参加された委員の先生方、参加されていなかった先生方も恐らくコメントがおありだろうと思っておりますので、そこは本日、議論できればと思いますが、私から補足のコメントをさせていただきました。

○佐伯座長 ありがとうございます。大変御尽力いただき、また貴重な御示唆をいただきまして、ありがとうございます。

どうぞ和田委員、お願いいたします。

○和田委員 ありがとうございます。

まず、報告書全体について申し上げさせていただきたいのですが、このワーキンググループでの議論を適切に反映していただいている、かつ、特に私ども経済界としてコンサーンを持っていたところについてもきちんと言及していただいておりますので、報告書の案につきましては、異論はございません。

今、梅津先生から御指摘があった点も含めまして、私も、OECD側からいらした皆さんとの意見交換に参加させていただいた感想なのですが、今まさに梅津先生がおっしゃられたように、私たちがワーキンググループで議論している内容を幾ら御説明してもなかなかかみ合わないというか、例えば、国内法のほかの法規との整合性は、我々の中では結構大事なことだと思って、その枠組みの中で議論することが多いのですけれども、そこを主張してもなかなか理解していただけないというのが、私がある場で感じた一番強い印象でございました。それぞれの国によって、その法律の作り方は違うので、仕方がない側面はあるのですが、国内法の整合性をいかにきちんと説明するかということは、我が国の法律の安定性や運用の安定性など、いろいろなところにつながっているのだということも含めて、もう少し丁寧に、時間をかけて説明をしていかないと、不競法に限らず、いろいろな法律で同じ議論が出てくるのではないかなということ、私は個人的には非常に懸念

いたしました。

今、梅津先生がおっしゃった残された課題として、罰金スライド制や公訴時効の停止などについて、もう少し丁寧な議論をしないことには、国内的には議論が進まないと思うのですが、OECDが待ってくれるかどうかも分からず、もしかしたら、引き続き、十分な検討をするという姿勢を見せることが重要な要素かなと思った次第です。

私から以上でございます。ありがとうございます。

○佐伯座長 大変御尽力いただき、また貴重な御意見をありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

曾我部委員、お願いいたします。

○曾我部委員 ありがとうございます。せっかくの機会ですので、一言だけ申し上げます。

先ほど梅津先生、あと、和田委員からもありましたとおり、冒頭から申し上げているとおり、企業側とすれば、今回の改正案は、どちらかというところ、処罰しやすいようにというか、むちを強くすることによって目的を達しようという方向が強いのと思っています。

ただ、一方で、企業側とすれば、特に海外展開をしているような企業においては、贈賄防止については既に真剣に取り組んでいるところでございまして、次回、罰金スライド制や公訴時効停止ということを議論する際には、あめの部分、企業側として、これをやることによって贈賄防止を後押しするような措置、先ほど梅津先生からもありました、合意制度の中で、一体どういう運用ができるのかといった議論をしっかりと進めていっていただきたいなど、改めてここで申し上げたいと思います。

以上です。

○佐伯座長 今後に向けた貴重な御意見をいただきありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

五味委員、お願いいたします。

○五味委員 五味です。

報告書の取りまとめ、ありがとうございます。この報告書案の内容につきましては、これまでの意見、議論の中身が適切に反映されていると思っております。

先ほどから議論になっていますOECDとの対話において、罰金スライド制の導入や公訴時効の停止について、国内法の中での整合性ということについて、OECD側の理解を得られなかったという点について、私もコメントします。



OECDの意見も分からなくないなと思っております、国内法との整合性というだけでは、納得は得られないのではないかと考えております。

といいますのも、外国公務員贈賄罪は、国際的な取引の中で、公正な経済秩序を保とうというところであって、腐敗防止を目的に、それぞれの国内法で法制化されているものだと思いますので、我が国の法制度はこうだから、こうなのだというだけでは、今後、OECDの説得はなかなか難しいですし、そのままで行くのは難しいのではないかと思います。

罰金スライド制の導入や公訴時効の停止は、外国公務員贈賄罪への導入が最初とか、2例目といったことになるかもしれませんが、今後、導入の必要性についてぜひ検討を進めていったらよいのではないかと考えております。

以上です。

○佐伯座長 今後に向けた貴重な御意見をいただきありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

これまでのワーキンググループでの議論が反映された、皆さんに御賛同いただける報告書（案）であるということによろしいでしょうか。さらに御意見がございましたら、まだ時間はありますので、どうぞ御遠慮なく。

よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、ここからの修正作業につきましては、座長である私に御一任いただき、パブリックコメントにかける案が完成いたしましたら、委員の皆様にご報告する形とさせていただきたいと思いますが、そのような形で御了承いただけますでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございます。そうしましたら、ここからの修正は、事務局と相談して、私のほうでまとめさせていただきたいと思います。

それでは、最後に、今後のスケジュールについて、事務局から連絡をお願いいたします。

○猪俣知的財産政策室長 ありがとうございます。

それでは、報告書（案）でございますが、まず、24ページに書いてある（P）は取らせていただいて、今のとおりということにさせていただきつつ、現時点で大きくないかと思っておりますが、もしも何か修正の必要性がありましたら、座長と相談しながらセットさせていただいて、パブリックコメントに付していくものを報告させていただきたいと思っております。

今後につきましては、本日頂いた内容の御趣旨を踏まえまして、佐伯座長の御了解を得ました後、パブリックコメントにかける案として皆様に御報告させていただきます。

パブリックコメントにつきましては、準備ができ次第、速やかに実施する予定としております。

次回につきましては、パブリックコメント終了後に開催させていただく可能性がございます。どのように行うかにつきましては、パブリックコメントの状況を見ながら検討させていただきたいと思いますので、詳細につきましては、また追って御連絡申し上げます。

○佐伯座長　　これまで活発な御議論を頂きまして、どうもありがとうございました。

本日は、これをもちまして、第4回外国公務員贈賄に関するワーキンググループを閉会といたします。

—了—